

(別紙)

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 5 月 21 日

鉏路市長 蝦名 大



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

鉏路市

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 5 月 15 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

119 経営体数

法人	13 経営体
個人	106 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

現況に於いては、おおむね担い手は確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業委員会を中心とし、担い手への農地の集積を図ってきた。今後に於いては、農地の貸付者等の要望や農地の状況に応じ、より良い農地集積となると考えられる場合は、農地中間管理事業を活用するものとする。

6. 地域農業の将来のあり方

当該地区は、牛乳を主幹とした酪農業が展開されている。牧草サイレージを主体に給与しているが、デントコーンの作付面積を増やし粗飼料自給率の向上を図る。また、コントラ、TMRセンター等営農支援施設を活用し、生産者の負担軽減に努め、更なる地域農業の発展を目指す。